山口市高齢者そっと見守り活動事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱による山口市高齢者そっと見守り活動事業（以下「本事業」という。）は、高齢者等と接することの多い民間事業者と連携することにより、異変のある高齢者等を早期に発見し必要な支援を行うなど、高齢者等の見守り体制を確保することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱による協力事業者とは、事業の趣旨に賛同する旨を申し出た事業者であって、市長に「山口市高齢者そっと見守り活動事業協力事業者申出書」（別記様式第１号）を提出し、「山口市高齢者そっと見守り隊」登録台帳に登録されたものとする。（別記様式第２号）

（事業主体）

第３条　この事業の実施主体は山口市とする。

（事業内容）

第４条　この事業は、協力事業者が通常業務の中で、無理のない範囲において、高齢者等の見守りを行い、異変に気づいた時は市へ情報の連絡を行うものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

２　市は、前項の規定により受けた情報を基に、訪問・調査を行い、関係機関と連携し必要な支援を行うものとする。

３　市長は、第２条による登録を行ったときは、山口市高齢者そっと見守り活動事業協力事業者登録完了通知書（別記様式第３号）により通知し、その協力事業者を山口市の公式ウェブサイト等により公表することとする。

（協力事業者の登録要件等）

第５条　事業に登録する協力事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、協力事業者の登録を受けることができない。

（１）各種法令に違反している事業者

（２）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるにたりうる相当の理由のある事業者

（３）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある事業者

（４）その他、市長が協力事業者として不適切と判断した事業者及び業種

（協力事業者の登録解除）

第６条　市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該協力事業者の登録を解除するものとする。

（１）協力事業者が登録の解除を申し出たとき

（２）前条第１項各号のいずれかに該当するとき

２　前項第１号の規定による申出は、山口市高齢者そっと見守り活動事業協力事業者登録解除申出書（別記様式第４号）により行わなければならない。

３ 市長は、第１項の規定により協力事業者の登録を解除したときは、山口市高齢者そっと見守り活動事業協力事業者登録解除通知書（別記様式第５号）により、その旨を当該協力事業者に通知するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第７条　協力事業者は、本事業の実施により知り得た情報を、本事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、登録の削除又はその他の理由により高齢者等見守り活動を終了した後も同様とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年８月２８日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山口市高齢者そっと見守り活動事業実施要綱（以下「新要綱」という）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新要綱第４条の規定による登録を行った協力事業者について適用し、施行日前に改正前の山口市高齢者そっと見守り活動事業実施要綱第２条の規定による登録を行った協力事業者に係る協定については、なおその効果を有するものとする。